

KSK

川崎市障害者社会参加 推進センター通信

編集人 (財)川崎市身体障害者協会
会長 中込 義昌
編集責任者 広報・啓発委員会
委員長 森 孝一
〒210-0834 川崎市大島1-8-6
川崎市南部身体障害者福祉会館内
電話 044-246-6941
FAX 044-246-6943
Email zksk@nifty.com
http://kawashinkyo.org

第33回 手をつなぐ体育祭



毎年恒例の「手をつなぐ体育祭」が平成22年10月30日(土)にとどろきアリーナで開催されました。今回で33回目の開催となります。「手をつないで参加し楽しむ体育祭！」が今年のテーマです。当日は、残念ながら台風に見舞われ、予定していたプログラムのうち「綱引き」と「玉入れ」の2競技が中止になってしまいました。雨・台風対策に関しての反省点もありますが、総勢1,400名の参加者が力を合わせ、楽しむことが出来たことは、大きな成果だと思います。

午前10時30分の開会式に向けて、企画部員は8時30分から、役員・スタッフは9時から準備に取り掛かっています。悪天候の中、本当にご苦労様でした。

開会式は、「開会のことば」の後に、開催本部挨拶(井田正敏 川崎市障害福祉施設事業協会理事長)、実行委員長挨拶(小山武師 実行委員長、吉野笑 実行委員長)、川崎市長挨拶(代理:三浦淳 副市長)、川崎市議会議長挨拶(潮田智信 議長)と各関係者にご挨拶をいただき、来賓紹介、ボランティアのことば・チャリティー贈呈(石山義也 川崎労働者福祉協議会事務局長)、トロフィーの返還、「誓いのことば」と続きます。競技についての諸注意があり、全員で準備体操を行い、体をほぐしました。

最初の競技は、徒競走(25m走)です。紅白3名ずつ計6名で1レースを行い、1位には6点、2位には5点・・・6位には1点が

それぞれのチームに加算されます。結果は、紅組 469 点・白組 403 点でした。次の競技のボール的当ては、紅組・白組各 6 名ずつ計 12 名が 1 コートで競技を行います。紅白それぞれの球を的に向かって投げ、的に多く球を近づけたチームが勝ちになります。勝ちチームには 10 点が加算されます。

ここまでプログラムが進むと、そろそろお腹がすいてくる時間帯になります。午前の部最後の競技は、パン食い競争です。全員参加のこの競技は、得点にはなりません。お昼休みにゆっくり食べましょう。昼食は事業所ごとに決められた控え場所で、お弁当を食べました。天気が良ければ外に出たいところですが、台風では仕方ありません。

午後のプログラムは、高津高校のチアリーディング部による演技で始まりました。華麗で迫力のある演技を披露してくれました。次のディスコダンスは、自由参加です。音楽に合わせて (合わなくても?) 各自、自由に踊ってもらいます。曲目は、i. 会いたかった、ii. となりのトトロ、iii. A・RA・SHI、iv. チョコレートディスコ、v. 会いたかった (リピート) の全 5 曲です。ステージ上では事前に選ばれた人たちが、1 曲につき 5 名ずつ、計 25 名が踊りを披露します。その中から最優秀ダンス賞 優秀ダンス賞 ベストドレッサー賞 準ベストドレッサー賞を決めます。これは個人表彰になりますので、紅組・白組どちらの得点にもならないのですが、会場全体が大いに盛り上がり交流も深まったようでした。

紅白対抗リレーは、1 チーム 5 人編成で、1 レースにつき紅組 3 チーム・白組 3 チーム、計 6 チームで順位を競います。1 位のチームには 30 点、2 位のチームには 25 点、以下 5 点刻みで 6 位のチームには 5 点が加算されます。全部で 6 レースが行われますので、大量得点のチャンスです。結果は紅組が 325 点、白組が 280 点でした。1 人でトラックを一周

走りますが、なかなか抜きどころが無いので、バトンを渡す際のチームワークが勝敗に大きく影響します。

閉会式では、ディスコダンスの時にステージ上で踊った 25 名の中から、最優秀ダンス賞・ベストドレッサー賞に選ばれた各 1 名と、優秀ダンス賞・準ベストドレッサー賞に選ばれた各 2 名に対する表彰が行われました。

最終結果は、紅組が総合得点 894 点で優勝、白組が総合得点 743 点で準優勝でした。それぞれチームには、副実行委員長よりトロフィーが授与されました。風間邦忠 施設長会代表より講評をいただき、続いてボランティアへのお礼の後、「閉会のことば」をもって午後 3 時頃に全てのプログラムが終了しました。

台風で 2 つの競技が中止になったのは残念でしたが、参加者はもとより父兄の皆様も存分に楽しんでおられた様子でした。

最後になりましたが、「第 33 回 手をつなぐ体育祭」の開催にご協力してくださいました、川崎市心身障害者地域福祉協会、川崎労働者福祉協議会・川崎地域連合、川崎市障害者スポーツ指導者協議会の各協力団体の皆様、日本体育大学の学生の皆様、市立高津高校の先生や生徒の皆様、その他多数のボランティアの皆様へ感謝いたします。有難う御座いました。

(事務局)



(ボール的当ての様子)

身体障害者福社会館の紹介

川崎市内には、4 つの身体障害者福社会館（身体障害者福祉センター）があります。南部（川崎区大島）・中部（中原区小杉御殿町）・北部（高津区溝口）・多摩川の里（多摩区中野島）です。

身体障害者福社会館では、身体障害者やその家族、その関係機関及び関係団体の福祉向上を図るため無料で様々な設備（会議室や日常生活訓練室など）の提供をするほか、作業室（日中活動系サービス）の運営などを行っています。今号では、南部と北部の紹介をいたします。

川崎市南部身体障害者福社会館



南部身体障害者福社会館は、地域の障害者や福祉関係者が行う会議や研修のための会議室の提供、地域福祉活動を進めるための講習会の開催、ボランティアの育成、援助および障害者のための相談を行っています。また、在宅障害者を対象にした生活介護と就労継続支援B型のサービスを通じて、障害者福祉の向上を図るための各種事業を行っています。

建物の1階は作業室「飛行船」が利用しています。2階はふじみ園、3階は（財）川崎市身体障害者協会が入っています。1階と3階には、身障者用のトイレが各1箇所ずつあ

ります。また、会館のすぐ目の前が富士見公園ですので、天気の良い日には散歩や軽い運動などを楽しむことができます。

○会館事業

障害者及び福祉関係者等へ、設備を提供しています。集会室（定員 30名～40名）・会議室（定員 15名～20名）・日常生活訓練室（定員 10名～15名）があり、無料で貸出しています。

利用時間は、月曜日から土曜日が午前9時から午後9時まで、日曜日が午前9時から午後5時まで、国民の祝日、年末年始は休館日になります。利用できる方は、市内に居住する身体に障害をお持ちの方及び障害者福祉関係者などになります。

講習会等の実施事業として、入門点字講習会・入門手話講習会・親子点字教室・親子手話教室・社会福祉教室（小・中学生）等を実施しています。

地域交流事業として、毎年、川崎市民祭りに合わせて、「南身館フェスティバル」を開催しています。南身館利用の障害者団体、ボランティア団体、福祉関係団体が参加し、各施設・団体の活動紹介、手作り製品の展示販売、模擬店、喫茶、バザー、そしてマッサージ体験なども実施しています。

○作業室の運営事業

作業室「飛行船」では、創作的活動として、パッチワーク風マット、座布団、染色袋、ランチョンマット等を創作し、各種イベント、バザーにて販売しています。

また、レクリエーション活動、リハビリマッサージ、訪問歯科、宿泊旅行、ADL/IADLの維持・向上等、利用者の障害や希望に応じた活動を行っています。

地域の各種イベントに積極的に参加するとともに、ボランティア・実習・見学等の受け入れを随時行っています。

◎南身館利用者の声

「川崎市身体障害者書道クラブ」

このクラブは、会員の「書道を習いたい」との要望と、書道をリハビリの一環として認識していたクラブの意図とが一致した事で開設したものです。

書道は先ず、心落ち着けて紙に向き合い、筆をとれば姿勢を正し精神統一を図り、文字の配列を考えれば脳の活性化が進む等々リハビリに極めて有効なのです。

幸い、会員の中に書道の師範の方がおり、講師を務めていただける事になり、会場については南身館をお借りすることができ、クラブの活動が始まりました。

初授業、初講習は、平成 17 年 2 月 3 日と決めました。当日の受講者は、5 名でしたが意欲満々で練習に取り組み、終了後は受講者はもとより関係者一同も感無量でした。

現在、受講者の中には、初めて筆をとった方や、利き手(右)が不自由の為、左手で習っている方などおられますが、皆さん真剣に

そして楽しく励まれるので技量の上達は目ざましく、年間数度の展覧会に出品された作品は目を見張る素晴らしいものです。

練習は毎月第 1 木曜日(午後 1 時より)です。どうぞお気軽にこの雰囲気を経験なさってください。(菅野とき)

川崎市北部身体障害者福祉会館



川崎市北部身体障害者福祉会館の主な業務として障害者及び福祉関係者等が実施する会議、研修会のための会議室等の提供・ボランティアの育成及び援助・地域福祉活動を進めるための行事・講習会等の実施・作業室「あゆみ」の運営・身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ助言又は指導の実施・川崎市福祉バスの受付業務等があります。

○会館事業

障害者及び福祉関係者等へ、会議室などを提供しています。会議室(定員 30 名 和洋室)は、中人数の会議、研修会に適しています。集会室(定員 50 名 和室 36 畳)は、スクリーン・音響設備があり、会議・行事に幅広く利用できます。相談室(定員 14 名 洋室)は、小会議、研修に適しています。日常生活訓練室(定員 20 名 和室 8 畳)は、お茶、華道や着付けなどの講習会場として利用できます。いずれも無料で利用できます。利用時間は、月曜日～土曜日が午前 9 時から午後 8 時 30 分まで(会議室のみ午後 5 時から午後 8 時 30 分まで)、日曜日が午前 9 時から午後 4 時 30 分まで、国民の祝日、年末年始は休館日になります。

所在地

〒210-0834

川崎市川崎区大島1丁目8番6号

TEL 044 (244) 3971

FAX 044 (244) 3885

設置主体 川崎市

運営主体 社会福祉法人

川崎市社会福祉事業団

建 物 鉄筋コンクリート造
地上3階地下1階

敷地面積 1,472.54㎡

建築面積 248.00㎡

延床面積 671.22㎡

施設種類・利用定員

- ① 身体障害者福祉センターB型 100名
- ② 障害者自立支援法 日中活動系サービス
作業室「飛行船」
生活介護 15 名、就労支援 B 型 10 名

講習会等の実施事業として、入門手話講習会(昼の部、夜の部 年1回開催 それぞれ7日間)、入門点字講座(夜の部 年1回 全5日間)、入門拡大写本講座(昼の部 年1回 全6日間)、入門朗読講習会(昼の部 年1回 全5日間)を行っています。

また、福祉会館を利用している障害者福祉団体、ボランティア団体、わーくす高津、作業室「あゆみ」が協力して「北身館フェスティバル」を年1回、11月の第2土曜日に開催し、地域住民との交流を図るとともに、福祉会館の事業の理解と障害者福祉の普及啓発を図っています。

○作業室の運営事業

作業室「あゆみ」では、各利用者のニーズや障害状況に合わせた個別支援計画を作成し、事業所内の職員同士の連携をはかるとともに、「障害者生活支援センター」と連携を取りつつサービスを提供しています。

◎北身館利用者の声

私が、この「川崎市北部身体障害者福祉会館(北身館)」にたびたび足を運ぶようになったのは、今から20年も前のことになりました。当時、大和市民であった私が、川崎市民になったのとほぼ同時期のことです。サラリーマンの夫、小学生の長女、3歳になる次女と、全盲である専業主婦の私という家族構成でした。慣れ親しんだ大和市を離れ、夫の職場でもある新宿により近いという理由から、当地に家を見つけました。小さい家ながら、新築の家を購入できたという喜びとはまた別に、朝、夫の出勤を見送った後、幼い娘と全盲の私だけになると、たいへん心細い思いが広がっていきました。

家の片付けも落ち着き、少しずつご近所付き合いも始まった頃、自分自身、視覚障害者でいながら、視覚障害者とのお付き合いがないことに気づき、福祉事務所(当時)に紹介

していただき、「川崎市視覚障害者福祉協会(視障協)」に入会いたしました。視障協が開くいろいろな会合が、ここ北身館で行われていたため、自宅の最寄り駅、新百合ヶ丘から小田急線と南武線を使って、溝の口にあるこの北身館を訪れるようになったのもその頃からです。そして、視障協を通して同じ障害をもつ人たちとも出会いをもつことができました。更に、北身館では、視覚障害者のほかにも聴覚障害者、肢体障害者そして知的障害をもっている人たちの存在を初めて実感をもって知ることができました。ここを訪れる障害者は、一様に明るいのです。それぞれ問題を抱えていても、毅然として問題を解決しようとしている仲間たちに出会い、たいへん勇気づけられました。また、その明るさの源のひとつに「点訳、音訳、拡大写本、手話」など、大勢のボランティアの存在の大きさにも気付かされました。

このような大勢のご厚意に支えられている私ですが、自分なりに何かできることはないかと見つけている昨今です。(大瀧純子)

所在地

〒213-0001

川崎市高津区溝口1丁目18番16号

TEL 044 (811) 6631

FAX 044 (811) 6517

設置主体 川崎市

運営主体 社会福祉法人 育桜福祉会

建物 鉄筋コンクリート造 2階建

敷地面積 623.88㎡

建築面積 405.1㎡

施設種類・利用定員

- ① 身体障害者福祉センターB型
- ② 障害者自立支援法 日中活動系サービス
作業室「あゆみ」
生活介護 15名、就労支援B型 10名
- ③ 川崎市わーくす高津
就労継続支援B型 30名

改正障害者自立支援法について

「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の公布及び一部の施行について

【第一 法律の趣旨】

障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定めるものである。

【第二 法律の内容】

1 障害者自立支援法の一部改正関係

(1) 利用者負担の見直し

ア 支給決定障害者等が福祉サービス等を利用した場合の負担については、利用者の家計の負担能力に応じたものとするを原則とする。

また、自立支援医療費及び補装具費の支給について、同様の見直しを行う。

イ 介護給付等対象サービス、並びに補装具の購入又は修理に要した費用の負担の合計額が高額である場合、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。

(2) 障害者に関する定義規定の見直し

障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、「発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害者」を障害者の範囲に含むことを明確化する。

(3) 相談支援の充実

ア 相談支援体制の強化

・基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とし、市町村又は委託を受けた者が設置できる。

・地方公共団体は、自立支援協議会を置く

ことができる。設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。

・地域移行及び地域定着のための相談支援として、施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、相談その他の便宜を供与する「地域移行支援」及び「地域定着支援」を創設することとした。

イ 支給決定プロセスの見直し等

市町村は、必要と認められる場合には、支給決定の前にサービス等利用計画案の提出を求めることとし、当該計画案を勘案して支給要否決定を行うものとする。

(4) 地域における自立した生活のための支援の充実

ア 共同生活介護又は共同生活援助を利用する障害者のうち、必要と認める者について、特定障害者特別給付費を支給することとした。

イ 重度の視覚障害者の移動支援について、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とする。移動の援護等の便宜を供与する「同行援護」を創設することとした。

(5) その他

ア 目的規定等にある「その有する能力及び適性に応じ」との文言を削除することとした。

イ 成年後見制度利用支援事業を市町村の地域生活支援事業の必須事業に格上げすることとした。

ウ 市町村は、児童デイサービスを受けている障害児について、満 18 歳に達した後においても、状況に応じて満 20 歳に達するまで利用できるように特例を設け、介護給付費等を支給することができることとした。

エ 指定事業者等の指定の欠格事由の見直し、業務管理体制の整備その他所要の規定の整備を行うこととした。

2 児童福祉法の一部改正関係

(1) 障害児施設の見直し

児童福祉施設について、重度障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の障害児施設（通所・入所）について障害児入所施設・児童発達支援センターに一元化することとした。

(2) 障害児の通所による支援の見直し

ア 障害児通所支援として、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を創設。

イ 市町村は、障害児の保護者が指定障害児通所支援事業者等から指定通所支援を受けたときは、障害児通所給付費を支給することとした。

ウ 市町村は、障害児が指定障害児通所支援事業者等から治療に係るものを受けたときは、肢体不自由児通所医療費を支給することとした。

(3) 障害児の入所による支援の見直し

知的障害児施設支援、知的障害児通園施設支援、盲ろうあ児施設支援、肢体不自由児施設支援及び重症心身障害児施設支援とされている障害児施設支援について、入所による支援については、障害児入所支援に再編することとした。

(4) 障害児相談支援事業の創設

市町村は、必要と認められる場合には、通所支給要否決定を行うに当たって障害児支援利用計画案の提出を求めることとし、当該計画案を勸案して通所支給要否決定を行うものとする。

3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正関係

都道府県は、精神科救急医療体制の確保について、地域の実情に応じた体制の整備

を図るよう努めるものとし、都道府県知事が、医療施設の管理者、精神保健指定医等に必要な協力を求めることができるよう法律上位置付ける。

4 その他

1 から 3 までに掲げるもののほか、関係法律について所要の改正を行うこととした。

5 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとした。

6 検討

政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。

【第三 一部施行に当たっての留意事項】

1 障害者に関する定義規定の見直し

発達障害者については、発達障害者支援法において定義規定が設けられたこと等を踏まえ、障害者自立支援法の対象となることを明確にすることとした。

2 児童デイサービスの利用年齢に関する特例

児童デイサービスを受けている障害児について、満 20 歳に達するまで、引き続き児童デイサービスを利用することができることとした。

【第四 その他】

この法律の制定と併せて、衆議院厚生労働委員会において「障害保健福祉の推進の件」、参議院厚生労働委員会において附帯決議が決議された。内容は以下のとおりである。

1 平成 25 年 8 月までの実施を目指して障害保健福祉施策を見直すなど検討すること。

2 サービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するよう努めるようにすること。

※厚生労働省から都道府県知事、各指定都都市市長あての「通知」を引用しています。

障害者作品展



毎年行っている川崎市障害者作品展の展示を今年度も行いました。11月26日から12月9日にわたって、今回も川崎駅地下街アゼリアにあるアゼリアギャラリー（市役所通り側）で展示させていただきました。展示の様子は写真の通り、限られたスペースの中に所狭しと、書画が12点・手工芸7点（額装含む）の計19点を展示させていただきました。今年度は、絵画の出展が無かったのが少し残念でした。通路での展示なので歩く方々の足が中々止まりづらい場所なのですが、5分10分と時間をかけて熱心に見ておられる方々も多数いらっしゃいました。色々な作品のご出展をいただき、ありがとうございました。

(事務局)

肢体協ニュース

平成 22 年度、肢体協行事は、6 月の信州への社会研修旅行と 8 月の富士登山、1 月の新年会に続き最後の行事として、2 月 13 日(日) 中原区とどろき会館で、恒例の文化祭を開催いたしました。

梅花の香る等々力公園の中にある会館には各支部から多くの会員が集い交流を兼ねてのカラオケ大会を一緒に楽しみました。

出演者も日頃の愛唱歌を披露して会場を盛り上げてくれました。22 年度最後の行事でもあり、仲間の応援を受け全員で楽しんだ一日でした。

(石山春平)

写真 (肢体)

編集後記

- ・ 障害の違いに関わらず障害者の運動団体、身体、知的、精神を一つにまとめ、進めていくことになりました。本市では、この仕事を川身協の「川崎市障害者社会参加推進センター（以下センター）」が担います。宜しく願いいたします。
- ・ 「センター通信」をお届けします。上記のような理由で、本号では知的障害者と関係者の運動会「手をつなぐ運動会」を取り上げました。この運動会は、1,400名も集

まるほど盛況で、運動の盛り上がり、力強さを感じました。

- ・ センターの関連施設として、今号は南部と北部の身体障害者福祉会館を紹介しました。皆さん利用して下さい。
- ・ センターでは、パンフ「障害を理解するために」を発行しています。市内各福祉施設に置いてあります。これを読んで障害理解を深めて下さい。

(森 孝一)

(頒価 100 円)